

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年11月26日

【会社名】 株式会社メドレー

【英訳名】 MEDLEY, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 瀧口 浩平
代表取締役(医師) 豊田 剛一郎

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木三丁目2番1号

【電話番号】 03-4520-9823

【事務連絡者氏名】 取締役 コーポレート本部長 田丸 雄太

【最寄りの連絡場所】 東京都港区六本木三丁目2番1号

【電話番号】 03-4520-9823

【事務連絡者氏名】 取締役 コーポレート本部長 田丸 雄太

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】

| | |
|---------------------|-----------------|
| 募集金額 | |
| ブックビルディング方式による募集 | 2,752,640,000円 |
| 売出金額 | |
| (引受人の買取引受による売出し) | |
| ブックビルディング方式による売出し | 14,486,700,000円 |
| (オーバーアロットメントによる売出し) | |
| ブックビルディング方式による売出し | 2,662,560,000円 |

(注) 募集金額は、会社法上の払込金額の総額であり、売出金額は、有価証券届出書の訂正届出書提出時における見込額であります。

なお、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式には、日本国内において販売される株式と、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売される株式が含まれております。詳細は、「第一部 証券情報 第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」をご参照下さい。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年11月8日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集2,530,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し13,294,000株(引受人の買取引受による売出し11,230,000株・オーバーアロットメントによる売出し2,064,000株)の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項を、2019年11月26日開催の取締役会において決定しましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

2 募集の方法

3 募集の条件

(2) ブックビルディング方式

4 株式の引受け

5 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

(2) 手取金の使途

第2 売出要項

1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)

3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(訂正前)

| 種類 | 発行数(株) | 内容 |
|------|----------------|--|
| 普通株式 | 2,530,000 (注)3 | 1単元の株式数は100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株式であります。 |

(注) 1. 2019年11月8日開催の取締役会決議によっております。

2. 当社は、2019年10月18日開催の取締役会において、当社の発行する株式を下記振替機関(社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。)にて取扱うことについて同意することを決議しております。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 発行数については、2019年11月8日開催の取締役会において決議された公募による新株式発行に係る募集株式数1,530,000株及び公募による自己株式の処分に係る募集株式数1,000,000株の合計であります。従って、本有価証券届出書の対象とした募集(以下、「本募集」という。)のうち自己株式の処分に係る募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1項に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。なお、発行数については、2019年11月26日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

4. 本募集並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご覧ください。

5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. ロックアップについて」をご参照下さい。

(訂正後)

| 種類 | 発行数(株) | 内容 |
|------|----------------|--|
| 普通株式 | 2,530,000 (注)3 | 1単元の株式数は100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株式であります。 |

(注) 1. 2019年11月8日開催の取締役会決議によっております。

2. 当社は、2019年10月18日開催の取締役会において、当社の発行する株式を下記振替機関(社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。)にて取扱うことについて同意することを決議しております。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 発行数については、2019年11月8日開催の取締役会において決議された公募による新株式発行に係る募集株式数1,530,000株及び公募による自己株式の処分に係る募集株式数1,000,000株の合計であります。従って、本有価証券届出書の対象とした募集(以下、「本募集」という。)のうち自己株式の処分に係る募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1項に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。

4. 本募集並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご覧ください。

5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

(訂正前)

2019年12月4日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。

引受価額は発行価額(2019年11月26日開催予定の取締役会において決定される払込金額と同額)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)の定める有価証券上場規程施行規則第233条の規定に定めるブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

| 区分 | | 発行数(株) | 発行価額の総額(円) | 資本組入額の総額(円) |
|------------------|---------|-----------|---------------|-------------|
| 入札方式のうち入札による募集 | | - | - | - |
| 入札方式のうち入札によらない募集 | | - | - | - |
| ブックビルディング方式 | 新株式発行 | 1,530,000 | 1,664,640,000 | 979,200,000 |
| | 自己株式の処分 | 1,000,000 | 1,088,000,000 | - |
| 計(総発行株式) | | 2,530,000 | 2,752,640,000 | 979,200,000 |

(注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2. 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。

3. 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。

4. 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,280円)の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。なお、本募集による自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。

5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,280円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は3,238,400,000円となります。

(訂正後)

2019年12月4日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。

引受価額は発行価額(2019年11月26日開催の取締役会において決定された払込金額(1,088円)と同額)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)の定める有価証券上場規程施行規則第233条の規定に定めるブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

| 区分 | | 発行数(株) | 発行価額の総額(円) | 資本組入額の総額(円) |
|------------------|---------|-----------|---------------|-------------|
| 入札方式のうち入札による募集 | | - | - | - |
| 入札方式のうち入札によらない募集 | | - | - | - |
| ブックビルディング方式 | 新株式発行 | 1,530,000 | 1,664,640,000 | 986,850,000 |
| | 自己株式の処分 | 1,000,000 | 1,088,000,000 | - |
| 計(総発行株式) | | 2,530,000 | 2,752,640,000 | 986,850,000 |

(注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2. 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。

3. 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であります。

4. 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であり、仮条件(1,280円～1,300円)の平均価格(1,290円)の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。なお、本募集による自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。

5. 仮条件(1,280円～1,300円)の平均価格(1,290円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は3,263,700,000円となります。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

(訂正前)

| 発行価格 (円) | 引受価額 (円) | 発行価額 (円) | 資本 組入額 (円) | 申込 株数単位 (株) | 申込期間 | 申込 証拠金 (円) | 払込期日 |
|-------------|-------------|-------------|------------------|-------------------|--------------------------------------|------------------|----------------|
| 未定 (注)1 | 未定 (注)1 | 未定 (注)2 | 未定 (注)3 | 100 | 自 2019年12月 5日(木) 至 2019年12月10日(火) | 未定 (注)4 | 2019年12月11日(水) |

(注) 1. 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、2019年11月26日に仮条件を決定する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2019年12月4日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申告の受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 2019年11月26日開催予定の取締役会において、発行価額を決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額及び2019年12月4日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 2019年11月8日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、2019年12月4日に資本組入額(資本金に組入れる額)を決定する予定であります。なお、資本組入額については、1株当たりの増加する資本金であり、本募集による自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。

申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2019年12月12日(木)(以下、「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 申込み在先立ち、2019年11月27日から2019年12月3日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

8. 引受価額が発行価額を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

(訂正後)

| 発行価格 (円) | 引受価額 (円) | 発行価額 (円) | 資本 組入額 (円) | 申込 株数単位 (株) | 申込期間 | 申込 証拠金 (円) | 払込期日 |
|-------------|-------------|-------------|------------------|-------------------|--------------------------------------|------------------|----------------|
| 未定 (注)1 | 未定 (注)1 | 1,088 | 未定 (注)3 | 100 | 自 2019年12月 5日(木) 至 2019年12月10日(火) | 未定 (注)4 | 2019年12月11日(水) |

(注) 1. 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、1,280円以上1,300円以下の価格といたします。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

なお、当該仮条件は変更されることがあります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2019年12月4日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

需要の申告の受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額(1,088円)及び2019年12月4日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 2019年11月8日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、2019年12月4日に資本組入額(資本金に組入れる額)を決定する予定であります。なお、資本組入額については、1株当たりの増加する資本金であり、本募集による自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。

申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2019年12月12日(木)(以下、「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 申込み在先立ち、2019年11月27日から2019年12月3日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

8. 引受価額が発行価額(1,088円)を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

4【株式の引受け】

(訂正前)

| 引受人の氏名又は名称 | 住所 | 引受株式数 (株) | 引受けの条件 |
|------------|-------------------|--------------|--|
| 大和証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 | 2,530,000 | 1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金として、2019年12月11日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。 |
| 計 | | 2,530,000 | |

(注) 1. 引受株式数は、2019年11月26日開催予定の取締役会において決定する予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(2019年12月4日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。

(訂正後)

| 引受人の氏名又は名称 | 住所 | 引受株式数 (株) | 引受けの条件 |
|------------|-------------------|--------------|--|
| 大和証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 | 2,530,000 | 1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金として、2019年12月11日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。 |
| 計 | | 2,530,000 | |

(注) 上記引受人と発行価格決定日(2019年12月4日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。

(注)1. の全文及び2. の番号削除

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|---------------|--------------|---------------|
| 3,238,400,000 | 25,000,000 | 3,213,400,000 |

(注) 1. 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、本募集における新株式発行及び自己株式処分に係るそれぞれの金額の合計であります。

2. 払込金額の総額は、新株式発行及び自己株式の処分に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,280円)を基礎として算出した見込額であります。2019年11月26日開催予定の取締役会で決定される会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。

3. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)は含まれておりません。

4. 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(訂正後)

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|---------------|--------------|---------------|
| 3,263,700,000 | 25,000,000 | 3,238,700,000 |

(注) 1. 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、本募集における新株式発行及び自己株式処分に係るそれぞれの金額の合計であります。

2. 払込金額の総額は、新株式発行及び自己株式の処分に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(1,280円~1,300円)の平均価格(1,290円)を基礎として算出した見込額であります。2019年11月26日開催の取締役会で決定された会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。

3. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)は含まれておりません。

4. 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

上記の手取概算額3,213百万円については、ソフトウェア開発のための設備資金として242百万円、事業拡大のための運転資金として1,687百万円、借入金の返済資金として500百万円、残額を将来における当社サービスの成長に寄与するための支出又は投資に充当する方針であります。

人材プラットフォーム事業に係るソフトウェア開発投資資金として2020年12月期に242百万円

事業拡大のための運転資金として1,687百万円を充当する方針ですが、その内訳は以下の通りです。

- a. 人材プラットフォーム事業における応募者獲得のための広告費増加分として829百万円（2019年12月期に300百万円、2020年12月期に798百万円）
- b. 人材プラットフォーム事業におけるキャリアサポート人員の件数増加分として320百万円（2019年12月期に120百万円、2020年12月期に308百万円）
- c. 医療プラットフォーム事業における広告費及び販促費の増加分として161百万円（2019年12月期に200百万円、2020年12月期に159百万円）
- d. 人員拡大に伴う地代家賃の増加分として206百万円（2019年12月期に800百万円、2020年12月期に198百万円）
- e. 人員拡大に伴う採用費用として168百万円（2019年12月期に800百万円、2020年12月期に160百万円）

借入金の返済資金として2020年12月期に500百万円

残額については、将来における当社サービスの成長に寄与するための支出又は投資として、人材プラットフォーム事業における応募者獲得のための広告費増加分などに充当する方針であります。具体的な充当期までは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

(注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

(訂正後)

上記の手取概算額3,238百万円については、ソフトウェア開発のための設備資金として242百万円、事業拡大のための運転資金として1,687百万円、借入金の返済資金として500百万円、残額を将来における当社サービスの成長に寄与するための支出又は投資に充当する方針であります。

人材プラットフォーム事業に係るソフトウェア開発投資資金として2020年12月期に242百万円

事業拡大のための運転資金として1,687百万円を充当する方針ですが、その内訳は以下の通りです。

- a. 人材プラットフォーム事業における応募者獲得のための広告費増加分として829百万円（2019年12月期に300百万円、2020年12月期に798百万円）
- b. 人材プラットフォーム事業におけるキャリアサポート人員の件数増加分として320百万円（2019年12月期に120百万円、2020年12月期に308百万円）
- c. 医療プラットフォーム事業における広告費及び販促費の増加分として161百万円（2019年12月期に200百万円、2020年12月期に159百万円）
- d. 人員拡大に伴う地代家賃の増加分として206百万円（2019年12月期に800百万円、2020年12月期に198百万円）
- e. 人員拡大に伴う採用費用として168百万円（2019年12月期に800百万円、2020年12月期に160百万円）

借入金の返済資金として2020年12月期に500百万円

残額については、将来における当社サービスの成長に寄与するための支出又は投資として、人材プラットフォーム事業における応募者獲得のための広告費増加分などに充当する方針であります。具体的な充当期までは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

(注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

(訂正前)

2019年12月4日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

| 種類 | 売出数(株) | | 売出価額の総額 (円) | 売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称 |
|--|-----------------------|------------|----------------|---|
| 普通株式 | 入札方式のうち 入札による売出し | | | |
| | 入札方式のうち 入札によらない売出し | | | |
| | ブックビルディング方式 | 11,230,000 | 14,374,400,000 | 東京都港区六本木六丁目10番1号 グリー株式会社 1,880,000株 |
| | | | | 東京都中央区京橋一丁目2番5号 MSIVC2012V 投資事業有限責任組合 1,427,000株 |
| | | | | 東京都港区赤坂一丁目12番32号 インキュベイトファンド1号投資事業 有限責任組合 1,260,000株 |
| | | | | 東京都港区六本木四丁目2番45号 イーストベンチャーズ投資事業有限 責任組合 720,000株 |
| | | | | 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 ニッセイ・キャピタル6号投資事業有 限責任組合 720,000株 |
| | | | | 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 日本生命保険相互会社 684,000株 |
| | | | | NovaSageChambers,Wickham'sCayII,R oadTown,Tortola, British VirginIslands Pegasus Wings Group Limited 660,000株 |
| | | | | 東京都千代田区二番町5番1号 グロービス5号ファンド投資事業有限 責任組合 577,400株 |
| 東京都港区西新橋一丁目3番1号 株式会社SMBC信託銀行 (特定運用金外信託口 契約番号 12100440)(注)9 489,600株 | | | | |
| 東京都港区 白崎 杏輔 266,700株 | | | | |
| 45MarketStreet,Suite3120GardeniaC ourt,CamanaBay, GeorgeTown,GrandCayman,CaymanIsla nds Globis Fund V,L.P. 245,300株 | | | | |

| 種類 | 売出数（株） | | 売出価額の総額 （円） | 売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称 |
|----|--------|--|----------------|--|
| | | | | 東京都港区赤坂一丁目12番32号 ドコモ・イノベーションファンド投資事業組合 240,000株 |
| | | | | 東京都渋谷区桜丘町10番11号 グローバル・ブレイン6号投資事業有限責任組合 216,400株 |
| | | | | 東京都港区 提橋 正博 180,000株 |
| | | | | 東京都港区 瀧口 浩平 179,000株 |
| | | | | 東京都北区 豊田 剛一郎 179,000株 |
| | | | | 東京都港区六本木四丁目2番45号 イーストベンチャーズ2号投資事業有限責任組合 153,000株 |
| | | | | 東京都港区 水野 達生 153,000株 |
| | | | | Mount Sophia, Singapore 柳内 圭雄 117,000株 |
| | | | | Gentle Road, Singapore 本田 謙 113,600株 |
| | | | | 東京都港区 河原 亮 95,900株 |
| | | | | 東京都渋谷区 岡本 暁 90,000株 |
| | | | | 東京都中央区 前田 一成 90,000株 |
| | | | | 大阪府大阪市天王寺区 来田 誠 80,000株 |
| | | | | 東京都千代田区 島 佑介 66,600株 |
| | | | | 大阪府大阪市中央区道修町二丁目5番14号 カイゲンファーマ株式会社 48,600株 |
| | | | | 東京都港区 高野 秀敏 46,000株 |
| | | | | 東京都渋谷区 加藤 恭輔 41,500株 |

| 種類 | 売出数（株） | | 売出価額の総額 （円） | 売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称 |
|----------|--------|------------|----------------|--|
| | | | | 東京都港区 沖山 翔 36,000株 |
| | | | | 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 ニッセイ・キャピタル株式会社 36,000株 |
| | | | | 東京都世田谷区 寺町 健 27,000株 |
| | | | | 東京都目黒区 田丸 雄太 22,000株 |
| | | | | 東京都江東区 田 真茂 19,800株 |
| | | | | 東京都墨田区 福田 就介 18,000株 |
| | | | | 奈良県奈良市 姜 昌勲 16,200株 |
| | | | | 東京都世田谷区 古畑 輝英 10,500株 |
| | | | | 東京都港区 藤田 健太 9,900株 |
| | | | | 東京都港区 石崎 洋輔 8,000株 |
| | | | | 東京都港区 杉野 弘和 7,000株 |
| 計(総売出株式) | | 11,230,000 | 14,374,400,000 | |

(注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。

2. 引受人の買取引受による売出しに係る売出株式11,230,000株のうちの一部は、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売（以下、「海外販売」といい、海外販売される株数を「海外販売株数」という。）されることがあります。

上記売出数は、日本国内において販売（以下、「国内販売」という。）される株数（以下、「国内販売株数」という。）と海外販売株数が含まれた、国内販売株数の上限であり、海外販売株数は、未定であります。国内販売株数及び海外販売株数の最終的な内訳は、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日（2019年12月4日）に決定されます。海外販売株数は本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る株式の合計株数の半数未満とします。なお、引受人の買取引受による売出しに係る売出株数については、今後変更される可能性があります。

海外販売に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照下さい。

3. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。
4. 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,280円)で算出した見込額であり、国内販売株数の上限に係るものであります。海外販売株数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照下さい。
6. 売出数等については今後変更される可能性があります。
7. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご覧ください。
8. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご覧ください。
9. 株式会社SMBC信託銀行の売却株式は、未来創生投資事業有限責任組合員が委託した信託財産であり、未来創生投資事業有限責任組合員の無限責任組合員及び運営者はスパークス・グループ株式会社であります。また、議決権行使に関する指図権者兼未来創生投資事業有限責任組合員に係る投資一任業者は、スパークス・アセット・マネジメント株式会社であります。

(訂正後)

2019年12月4日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

| 種類 | 売出数(株) | | 売出価額の総額 (円) | 売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称 |
|--|-----------------------|------------|----------------|---|
| 普通株式 | 入札方式のうち 入札による売出し | | | |
| | 入札方式のうち 入札によらない売出し | | | |
| | ブックビルディング方式 | 11,230,000 | 14,486,700,000 | 東京都港区六本木六丁目10番1号 グリー株式会社 1,880,000株 |
| | | | | 東京都中央区京橋一丁目2番5号 MSIVC2012V 投資事業有限責任組合 1,427,000株 |
| | | | | 東京都港区赤坂一丁目12番32号 インキュベイトファンド1号投資事業 有限責任組合 1,260,000株 |
| | | | | 東京都港区六本木四丁目2番45号 イーストベンチャーズ投資事業有限 責任組合 720,000株 |
| | | | | 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 ニッセイ・キャピタル6号投資事業有 限責任組合 720,000株 |
| | | | | 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 日本生命保険相互会社 684,000株 |
| | | | | NovaSageChambers,Wickham'sCayII,R oadTown,Tortola, British VirginIslands Pegasus Wings Group Limited 660,000株 |
| | | | | 東京都千代田区二番町5番1号 グロービス5号ファンド投資事業有限 責任組合 577,400株 |
| 東京都港区西新橋一丁目3番1号 株式会社SMBC信託銀行 (特定運用金外信託口 契約番号 12100440)(注)9 489,600株 | | | | |
| 東京都港区 白崎 杏輔 266,700株 | | | | |
| 45MarketStreet,Suite3120GardeniaC ourt,CamanaBay, GeorgeTown,GrandCayman,CaymanIsla nds Globis Fund V,L.P. 245,300株 | | | | |

| 種類 | 売出数（株） | | 売出価額の総額 （円） | 売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称 |
|----|--------|--|----------------|--|
| | | | | 東京都港区赤坂一丁目12番32号 ドコモ・イノベーションファンド投資事業組合 240,000株 |
| | | | | 東京都渋谷区桜丘町10番11号 グローバル・ブレイン6号投資事業有限責任組合 216,400株 |
| | | | | 東京都港区 提橋 正博 180,000株 |
| | | | | 東京都港区 瀧口 浩平 179,000株 |
| | | | | 東京都北区 豊田 剛一郎 179,000株 |
| | | | | 東京都港区六本木四丁目2番45号 イーストベンチャーズ2号投資事業有限責任組合 153,000株 |
| | | | | 東京都港区 水野 達生 153,000株 |
| | | | | Mount Sophia,Singapore 柳内 圭雄 117,000株 |
| | | | | Gentle Road,Singapore 本田 謙 113,600株 |
| | | | | 東京都港区 河原 亮 95,900株 |
| | | | | 東京都渋谷区 岡本 暁 90,000株 |
| | | | | 東京都中央区 前田 一成 90,000株 |
| | | | | 大阪府大阪市天王寺区 来田 誠 80,000株 |
| | | | | 東京都千代田区 島 佑介 66,600株 |
| | | | | 大阪府大阪市中央区道修町二丁目5番14号 カイゲンファーマ株式会社 48,600株 |
| | | | | 東京都港区 高野 秀敏 46,000株 |
| | | | | 東京都渋谷区 加藤 恭輔 41,500株 |

| 種類 | 売出数（株） | | 売出価額の総額 （円） | 売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称 |
|----------|--------|------------|----------------|--|
| | | | | 東京都港区 沖山 翔 36,000株 |
| | | | | 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 ニッセイ・キャピタル株式会社 36,000株 |
| | | | | 東京都世田谷区 寺町 健 27,000株 |
| | | | | 東京都目黒区 田丸 雄太 22,000株 |
| | | | | 東京都江東区 田 真茂 19,800株 |
| | | | | 東京都墨田区 福田 就介 18,000株 |
| | | | | 奈良県奈良市 姜 昌勲 16,200株 |
| | | | | 東京都世田谷区 古畑 輝英 10,500株 |
| | | | | 東京都港区 藤田 健太 9,900株 |
| | | | | 東京都港区 石崎 洋輔 8,000株 |
| | | | | 東京都港区 杉野 弘和 7,000株 |
| 計(総売出株式) | | 11,230,000 | 14,486,700,000 | |

(注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。

2. 引受人の買取引受による売出しに係る売出株式11,230,000株のうちの一部は、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売（以下、「海外販売」といい、海外販売される株数を「海外販売株数」という。）されることがあります。

上記売出数は、日本国内において販売（以下、「国内販売」という。）される株数（以下、「国内販売株数」という。）と海外販売株数が含まれた、国内販売株数の上限であり、海外販売株数は、未定であります。国内販売株数及び海外販売株数の最終的な内訳は、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日（2019年12月4日）に決定されます。海外販売株数は本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る株式の合計株数の半数未満とします。なお、引受人の買取引受による売出しに係る売出株数については、今後変更される可能性があります。

海外販売に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照下さい。

3. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。
4. 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、仮条件(1,280円～1,300円)の平均価格(1,290円)で算出した見込額であり、国内販売株数の上限に係るものであります。海外販売株数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照下さい。
6. 売出数等については今後変更される可能性があります。
7. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご覧下さい。
8. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご覧下さい。
9. 株式会社SMBC信託銀行の売却株式は、未来創生投資事業有限責任組合員が委託した信託財産であり、未来創生投資事業有限責任組合員の無限責任組合員及び運営者はスパークス・グループ株式会社であります。また、議決権行使に関する指図権者兼未来創生投資事業有限責任組合員に係る投資一任業者は、スパークス・アセット・マネジメント株式会社であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

(訂正前)

| 種類 | 売出数(株) | | 売出価額の総額 (円) | 売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称 |
|----------|-----------------------|-----------|----------------|-------------------------------|
| 普通株式 | 入札方式のうち 入札による売出し | | | |
| | 入札方式のうち 入札によらない売出し | | | |
| | ブックビルディング方式 | 2,064,000 | 2,641,920,000 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社 |
| 計(総売出株式) | | 2,064,000 | 2,641,920,000 | - |

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる大和証券株式会社による売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社は、2019年12月12日から2019年12月26日までの期間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、みずほ証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社と協議の上、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,280円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。

(訂正後)

| 種類 | 売出数(株) | | 売出価額の総額 (円) | 売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称 |
|----------|-----------------------|-----------|----------------|-------------------------------|
| 普通株式 | 入札方式のうち 入札による売出し | | | |
| | 入札方式のうち 入札によらない売出し | | | |
| | ブックビルディング方 式 | 2,064,000 | 2,662,560,000 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社 |
| 計(総売出株式) | | 2,064,000 | 2,662,560,000 | - |

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる大和証券株式会社による売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社は、2019年12月12日から2019年12月26日までの期間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、みずほ証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社と協議の上、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、仮条件(1,280円~1,300円)の平均価格(1,290円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。